

下田市防犯まちづくり条例(案)に対する パブリック・コメントの実施について



近年、街頭犯罪や振り込め詐欺など、身近なところで全国的に発生する犯罪が後を絶たない上、犯罪は悪質・巧妙化していることに鑑み、今後は地域社会における防犯機能の充実強化が重要な課題となっております。

このため、市民が安心して暮らすことができるよう地域協働で犯罪のない安心安全なまちづくりを実現するため、条例(案)を取りまとめましたので、市民の皆様のご意見をお寄せください。

詳細については市ホームページまたは、総務課情報公開コーナーで閲覧可能です。

募集期限 3月31日(日) 必着

意見の提出ができる方

◎市内に住所を有する方

◎市内に通勤し、又は通学する方

◎市内に事務所又は事業所を有する方

◎パブリック・コメント制度の対象となる事案について利害関係を有する方

提出方法 住所、氏名、連絡先を明記し、

市民課防災係に直接持参、郵送、ファックス、Eメールでお願いします。また、

様式は任意です。

意見募集後の予定

皆様から提出いただきました意見等に対する市民課の考え方をホームページで公表する予定です。

※氏名、住所などの個人情報は一切公表いたしません。

また、いただいた意見への個別の回答はおこないませんので御了承ください。

問合せ先 市民課防災係

〒415-8501

下田市東本郷1丁目5番18号

mail: shimin@city.shimoda.shizuoka.jp

☎②2215 Fax②3910

パブリック・コメントとは

市が政策等を決定する過程において、あらかじめその案を広く市民に公表し、これに対し提出された意見・情報を十分考慮して最終的な意思決定をすることです。

それとともに、提出された意見等の概要とこれに対する市・教育委員会等の考え方を公表する一連の手続きのことをいいます。

敷根プールが 営業再開します

プール天井耐震工事のため営業を休止しておりましたが、予定通り工事が終了し、営業を再開いたします。

皆様のご来場お待ちしております。

営業開始 4月2日(火)午後1時より

営業時間

火曜日～金曜日

午後1時から8時30分まで

土曜日、日曜日、祝日

午前10時から午後6時30分まで

問合せ先

敷根公園屋内温水プール ☎②6333



静岡地方法務局下田支局の 国籍事務の取扱いが変更されました

静岡地方法務局下田支局における事務手続きが変更され、市内に住所を有する方が左記の届出、又は申請する場合は沼津支局において手続きをしてください。

◎帰化許可申請

◎届出による国籍取得

◎国籍離脱

その他国籍に関する相談をお受けします
問合せ先 静岡地方法務局沼津支局

☎0555-923-1201